

「ふくいブランド大使」設置要綱

令和元年6月26日
交流文化部ブランド課

(趣旨)

第1条 本県の地域ブランドなどの優れた魅力を全国に向けて強くアピールするため、県民一人ひとりや法人がセールスパーソンとなって、本県の魅力・情報を県外に発信していく「ふくいブランド大使」(以下「大使」という。)を設置する。

(大使の種類・条件)

第2条 大使には、個人大使および法人大使の2種類を設けるものとする。

2 個人大使となろうとする者は、次の各号の条件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 県外において、自ら本県の魅力や情報を積極的に発信する機会を有すること
- (2) 県内在住者または本県出身者、その他本県とゆかりのある者であること

3 法人大使となろうとする者は、次の各号の条件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 福井県外において自ら本県の魅力や情報を積極的に発信する機会を有すること
- (2) 福井県内に本社や支社がある等、本県とゆかりのある法人であること
- (3) 法人ならではの大規模なPR活動が可能であること

(活動内容)

第3条 大使は、本県の優れた魅力を全国に向けて強くアピールし、本県のイメージアップを図るため、次の各号の活動を行うものとする。

- (1) 県外において本県の魅力や情報を積極的にPRすること
- (2) 県が実施する広報活動やアンケート調査等に協力すること

(報酬等の不支給)

第4条 県は、大使に対して、報酬等の対価の支給や旅費等の費用弁償を行わないものとする。

(登録申込)

第5条 大使の申込み手続きは、次の各号により行う。

- (1) 新たに大使となろうとする者は、大使の申込書を(様式第1号、第2号)を福井県交流文化部ブランド課に提出しなければならない。
- (2) 更新を希望する者は、更新手続書(様式第3号、第4号)を福井県交流文化部ブランド課に提出しなければならない。

(大使の登録)

第6条 知事は、申込みを受け、第2条に定める条件を満たすと認めるときは、大使として登録し、申込者に通知する。

(大使の任期)

第7条 大使の任期は、登録の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この期間内であっても、大使としての活動が困難となった場合には、大使は知事に辞任の申出を行うことができる。

(登録の取消等)

第8条 次の場合、大使の登録を取り消すことができる。

- (1) 他者への批判、迷惑行為等、大使として不適切な行為があったと判断したとき
- (2) 居所が不明となった場合
- (3) その他、知事が必要と認めるとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、大使の設置等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月26日から施行する。